

合意事項

和光市(甲)と和光市精神障害者小規模作業所指定管理者特定非営利活動法人耀の会(乙)とは、次の事項について協議し合意した。

1 指定管理料に含めない経費及び精算について

平成23年度指定管理料に送迎業務委託料及び給食業務関係費並びに光熱水費を含めないものとする。

ただし、指定管理料の収入額が事業に要した経費を超える場合は、指定管理料等の収入額から本業務の実施に要した経費を差し引いた額に100分の50を乗じて得た額(1円未満切捨)を甲へ納付し、残額を乙の収入とする。

2 送迎業務の実施について

送迎業務については、知的障害者授産施設のコースに組み込み実施するものとする。

3 指定管理者が使用する事務連絡車について

事務連絡車については乙がリース会社と契約し、経費については指定管理料の範囲内で賄うものとする。

4 事務用及び業務用パソコンについて

リース対応とするので乙がリース会社と契約し、経費については指定管理料の範囲内で賄うものとする。

5 コピー機及び印刷機について

リース対応とするので乙がリース会社と契約し、経費については指定管理料の範囲内で賄うものとする。

6 給食業務の実施について

給食業務については、他施設を含め和光市知的障害者授産施設指定管理者が実施するものとする。

配膳方法については、施設内食堂まで和光市知的障害者授産施設指定管理者が配食し、配膳、下膳は施設職員等が行うものとする。

7 給食費について

利用者及び職員の給食の負担額は別途協議するものとする。

8 消防計画について

施設消防計画は、甲が作成する和光市総合福祉会館消防計画に包含されるので、乙は消防計画に従い施設内の体制整備を行い、防火訓練等又は火災等の発生時にはその任に当たらなければならない。

9 企画提案書の情報公開の開示請求に対する承認について

開示の請求があったときは、甲が条例に基づき開示するものとする。

10 研修の参加について

乙は、市が開催する個人情報保護等の研修会に施設職員が参加することについて配慮するものとする。